

中間論点整理に対するパブリックコメント

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
林業普及指導事業の基本的役割	県職員	私的財産であると同時に公共財産である森林並びにこれを支える林業に対しては、行政施策とともに人的資源の養成を図る普及指導を平行して展開しなければならない	同趣旨を記述しているところ(P3上中段)
	県職員	行政は、大きな目標を人々の理解・協力を得ながら進めていく必要があり、林業普及指導制度はその推進に極めて大きな力となる制度だと思う	同趣旨を記述しているところ(P3上段)
	県職員	普及員の活動は、必ず人を介して行われ、政策の理解を進めるとともに、ニーズを的確に把握する極めて効率のよいシステムである	ご指摘の点が普及事業の特徴である点については記述しているところ(P3中下段)
	県職員	「山つくりは人つくり」の理念は今後も森林整備等に重要であることの認識に立つと林業普及指導事業の果たす役割の表現が弱い	多面的機能の発揮のために森林所有者等に技術と知識を普及することと同趣旨であり、P3中段に記述しているところ
	サービス業	森林・林業関係者、地域住民、森林環境教育実施主体、さらには幅広い上下流域住民等との連携・協働を推進していく上での、中核的にコーディネート機能を担う主体として、普及指導職員はその役割が重視されるべき	基本的役割の一つとして記述しているところ(P3下段)
	林業会社役員	森林整備事業等を活用した積極的な森林整備の普及をお願いしたい	補助事業等との連携の必要性を記述しているところ(P3中段)
林業普及指導事業の在り方の見直しの必要性	県職員	今後「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」を背景に、プランに基づく新たな森林整備を推進することになると、森林所有者への普及啓発や技術指導の必要性は益々増大する	普及啓発や技術指導の必要性として記述しているところ(P5上段)
	県職員	純粹な客体が減少したからといって、整備すべき森林は厳然と所在しており、つまり客体も存在していることになり、即普及員の減員というのは時期尚早である	都道府県の行財政改革等の流れの中で、普及事業の実施体制の縮小傾向は今後も続くものと見込んでいるもの
	団体役員	普及職員の役割と活動分野を明確にし、活動に専念できる環境が必要である	必要な検討事項として記述しているところ(P6上段)
	林業	地球温暖化問題で森林への関心が高まっている今こそ林業普及指導事業をさらに充実して欲しい	地球温暖化防止機能を含む森林の多面的機能の持続的発揮を図るという森林・林業基本法の理念を実現する上での課題に対応することが、普及指導事業の見直しの理念の1つとなっている
	林業	林業の專業にしろ複合経営にしろ、現在の行政職員のレベルでは指導が難しい	近年の指摘の一つとして記述しているところ(P5下段)
	林業会社役員	新たな森林・林業基本法に関する普及課題として、現場では、森林所有者がゾーリングのことも理解しておらず、普及職員数の減、林家訪問等、目に見えない普及が浮き彫りになった結果ではないか	同上

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
林業普及指導事業の取り組むべき課題について	県職員	重点化の例示が、それぞれが幅が広い内容であるとともに、森林所有者に広く普及できるまで確立されていないと思われるものが含まれている	森林の多面的機能の持続的発揮を図るために今後必要な技術の例示であり、技術開発等を行いつつ同時に既存の技術・知識の移転を図る趣旨
持続的な森林経営の確立に資する技術の移転	県職員	森林の有する多面的機能の持続的な発揮を強調するあまり、複層林施業とか広葉樹造林など、短絡的に主張しそぎではないか。林業の基本は、スギ、ヒノキなど針葉樹施業を原則とすべきである	複層林施業等の推進は、森林・林業基本計画の中で示されており、それに対応する趣旨
	県職員	必要性は十分認識しているが、個々の普及員サイドで行うのは技術・人員不足で困難である	ご指摘の点は「組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法」で検討(5.(4)イ、ウ)
	林業	森林整備を進める上で、普及職員(測量等技術指導)と林家(実行部隊)のお互いが協同して実施することが必要である	森林所有者と連携し取り組む旨記述しているところ(P7下段)
	林業会社役員	森林の公益的機能発揮のための森林整備技術の体系が十分でなく、体系化とその普及指導にも取り組んでいただきたい	試験研究成果を個々の現場に即して組み立て、普及していく旨記述しているところ(P7下段)
	県職員	移転という言葉には、人為としての動きが感じられず、何も普及員を置かなくてもということにもなるのではないか	移転という言葉は人為を伴うものとして使用
	県職員	わが国の森林所有者の状況は、小規模の森林所有者が圧倒的に多く、個別の持続的森林経営の確立を図ることが困難である	いわゆる「持続可能な森林経営」とは区別し、所有森林の規模や内容に応じて断続的ではあっても放棄されることなく森林経営が維持されることを「持続的な森林経営」と表現したもの
地域全体として取り組む課題実施への参画	県職員	AGの削減・若返りが進む中では、この課題を個々のAGに期待するのは酷である	ご指摘の点は「組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法」で検討(5.(4)イ、ウ)
	サービス業	林業・木材産業・建築関係者に加えて、下流域住民や各種企業、観光業・運輸業等の各種企業と行った、より多様で幅広い関係者を包括的に参加・連携の推進を図る必要がある	川上から川下までの広い関係者が、より広範な視点から課題を設定し取り組む体制の整備を図る旨記述しているところ(P8中段)
	団体役員	木材利用部門の重点化等川下対策の徹底が必要である	木材利用を推進することにより森林整備を促進するため幅広い関係者の連携を図る旨を記述しているところ。(P8中段)
	林業	すべての事業を指導するのではなく、人材を育成しコーディネーターとしての役割を果たすことが重要である	普及員の有する技術及び知識を背景として合意形成、連携・調整等に積極的に参画する旨記述しているところ(P8中段)

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
地域の取組への支援	県職員	森林・林業教育は普及指導職員の本来の業務ではない	一般行政の取組に協力するという観点から関わる旨記述しているところ(P9上段)
	サービス業	コーディネート機能を中心とした役割の更なる強化・明確化と、その細目に関する記述の拡充が必要。特に森林ボランティア活動や森林環境教育等の市民への活動支援、間伐未実施及び造林未実施などといった森林所有者への普及事業の確実な推進に向けては、コーディネーターとしての役割の徹底が不可欠である	連携・調整の機能を発揮する分野に重点的に関与する等一般行政の取組に協力するという観点から関わる旨記述しているところ(P9上段)
	林業	児童・生徒を教育できる講師の養成・講習会等を開催して、民間の林業環境教育指導員(仮)の養成に努め、AGの補助的な役割を果たす民間指導員が必要である	指導者の養成等に重点的に関与する旨記述しているところ(P9上段)
	林業	森林環境ボランティアや林業体験学習について、「在り方」の中でもう少し具体的に取り上げてほしい	普及事業としての基本的な役割を踏まえ、専門的知識が活用される分野や技術的指導が必要な分野等に重点化することが適当
	林業	森林を眺める人(ボランティア、体験学習等)の育成より森林を守り育てる造る人(林家等)に対し、重点的に普及することが21世紀の課題である	森林所有者等に必要な技術及び知識を移転することを基本とし(P6中下段)、ボランティア等については一般行政の取組に協力するという観点から関わる旨記述しているところ(P9上段)
民間との連携の在り方	県職員	民間に任せてよい部門があるとすれば、森林・林業教育に関する部門である。OB、普及指導協力員、樹木医、森林インストラクター等を活用すればよい	民間の力の活用が可能な分野は積極的に活用する旨記述済み(P10上段)。なお、森林環境教育については、指導者の養成等に重点的に関与する旨記述しているところ(P9上段)
	県職員	林業機械の操作・運転、新機種の導入等は民間に任せるべきだが、これは林業全体のシステムの中ではパートの部分であり、施業との組合せ等を総合的に勘案しながら指導していくことが肝要である。また、小規模零細者は商業ベースのサービスを受けることは困難である	民間の専門家が対応困難な地域については、普及職員が主体的に対応する旨記述しているところ(P10上段)。また、普及しようとする技術と知識の組み立て実証は、普及事業の基本的な役割である旨記述しているところ(P4上段)
	県職員	民間企業・団体による「サービス提供」については、提供する側に”十分な見返り”が期待される分野に限られており、森林組合の役割についても過大評価ないしは期待されているように思われる	民間の専門家が対応困難な地域については、普及職員が主体的に対応する旨記述しているところ(P10上段)
	県職員	キノコの種菌については、メーカーの指導もあるが、十分な指導を行っていると言い難い	同上
	県職員	森林組合の指導事業はほとんど機能していない状況であり、森林組合の人材の育成を優先して検討されるべき	同上

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
民間との連携の在り方(つづき)	県職員	森林所有者の経営環境では民間サービスを受け入れるだけの要望はない。一方、普及指導事業は、公共的公平さがあり、森林所有者からの信頼や期待が大きいため、民間への移管は時期尚早である	同上
	県職員	専業の林家以外の指導は、普及指導事業において実施すべき	同上
	サービス業	商業ベースでのサービス供給が可能と想定される事業分野については、民間団体に対しても、林業技術の研修や林業経営の指導等の知識・技術移転を行い、林業経営の参画促進も並行して実施することが妥当である	同上
	サービス業	各種教育機関、非営利組織(NPO)や地域組織などといった、多様な普及事業の実施主体との連携の推進が必要である	民間専門家の紹介等知識と技術の移転に係るシステムづくりの役割に重点化する旨記述しているところ(P10上段)
	森林組合役員	中核的な森林組合の育成・整備を早期に実施し、林業普及指導事業を各地域の森林組合に任せるべきである。例えば、各流域に2~3名の県職員を配置し、その職員が森林組合に対し、行政の林業普及指導方針を伝え、各森林組合が指示された基本方針を踏まえた上で、その地域に適した特色のある森林造成及び経営の指導を行うことが良い	森林組合を含めた民間の力の活用については、民間の専門家が対応可能な地域について、積極的に活用することとしている(P10上段)。なお、森林組合の具体的な活用方法については、さらに検討が必要
今後の事業運営の在り方	県職員	事業の評価は必要。その際、評価手法についてある程度の統一的基準をあらわしてほしい	評価手法の統一的基準については、実施段階でその示し方を検討
	県職員	活動目標の数値化は、できるだけ行いたい。また行わないと活動がぼやける。	目標を可能な限り数量化する重要性を記述しているところ(P10中段)
	林業会社役員	普及活動を活性化するためには、事業の透明化と評価システムの導入が不可欠である	普及事業における評価の重要性について記述しているところ(P10中段)である。詳細なことは実施段階でその示し方を検討
	県職員	普及活動は、目標に向かって、どのような計画を立て、どのように働きかけ、どうなったのかの一連の活動をいうものであり、最終の結果だけを評価する方法(目標の数値化)は適切といえない	数値目標を設定し評価することにより、わかりやすく活動成果を示すことが可能であると考える
	県職員	A Gについては地域性を重視した配置が必要である	地域の実態に応じ、普及指導区の廃止を含めた普及指導職員の活動範囲の柔軟な設定等による事業の弹力的運営を図る必要がある旨記述しているところ(P11中段)
	県職員	全国画一の方針の下で林業普及指導事業を推進するより、各都道府県の独自性を重視した普及指導事業にシフトする必要がある。ただし当県は、広範囲であり森林の立地条件も異にしており、普及指導区を固定化する必要がある	同上

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
今後の事業運営の在り方 (つづき)	県職員	普及指導職員の配置は都道府県の実態に鑑み、弾力的に実施する必要がある	同上
	団体役員	団体指導や集団指導だけでなく、もっと林業者個人と接触し意見を吸い上げてもらいたい。	地域の森林所有者等森林・林業関係者や地域住民の要請を的確に把握することの重要性を記述しているところ(P10中段)
	林業会社役員	地域の要請をくみ上げる手立てを具体的に図ることが普及活動の基本である	地域住民等の要請を的確に把握する必要性については記述しているところ(P10中段)であるが、具体的な方法については、地域の実態等に応じて検討する必要
組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法	県職員	S Pは、試験研究機関の中、隣接地に配置する(A Gや林家等を専門分野をもって指導するため) 取得した資格の分野に特化させる勤務年数の標準を5年とする S Pの区分等資格制度を見直す ポスト(役付け)としての区分を見直すことが必要である	普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P12下段)。さらに、地域の状況に柔軟に対応する等の観点からS PとA Gの一元化の方向について新たに記述(P12上段)
	県職員	S PとA Gの区分の見直しは時期尚早である	地域の状況に柔軟に対応する等の観点からS PとA Gの一元化の方向を新たに記述(P12上段)
	県職員	一般行政事務との兼務は歓迎すべきことである。行政の業務(補助金、金融、制度等)を手段として活用すれば、普及効果が大いに期待できる	直接森林所有者等に接して行う普及活動の機会が制限されるという意見もあり、普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P12下段)
	県職員	行政との兼務が普及の弱体化を議論されているが、これは普及の原則にとらわれすぎではないか。森林所有者は当然、知識・技術も欲しがっているが、補助事業も欲しがっており、もう少し広く普及を捉えてもいいのではないか。また、客体との最前線に位置する市町村の在り方も議論すべき	直接森林所有者等に接して行う普及活動の機会が制限されるという意見もあり、普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P13下段)。また、市町村については、森林計画等の各スキーム毎に適切な支援がなされるが、普及指導事業においても一般行政の取組に協力していく旨記述しているところ(P9上段)
	県職員	行政事務との兼務について、行政を熟知しての普及は無駄が無く林家側から見ても好ましい	同上
	県職員	兼務A Gが如何なものかについて、制度や補助事業に精通していないければ適切な指導を行い難いと考える。また少数精銳で多くの課題に対処することもおのずと限界がある	普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P12下段)
	県職員	中間論点整理に書かれている、少人数でもいいから普及指導に専念できるレベルの高い職員を配置して、効果的・効率的な普及指導体制を構築するとともに客体に信頼される活動を展開する点については、多くの普及指導職員が考えていることではないか	同上

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法(つづき)	県職員	普及職員の任用は、いろいろな部署で業務を経験した人の中から適正のある職員を任用することを義務付けたほうがよい	同上
	県職員	普及指導所職員の配置は、普及指導職員の減少を勘案すると、資質の高い職員を配置しなければならなくなり、職員が固定される傾向になるのと思う。また、市町村の合併問題と関連して検討することが必要である	同上
	県職員	普及指導職員が少数で地域の課題へ取り組むのであれば、指導区を越えた重点的な配置と普及業務への専任化は望ましい。	同上
	県職員	より地域に密着し、より森林所有者に接し森林所有者の声を行政施策に反映させる役割を果たすためにも、専任の普及指導職員の配置が存在意義がある	同上
	サービス業	専任の普及指導事業の確実な遂行を保障する組織体制の強化が必要である	同上
	団体役員	行政事務を兼務しているAGでは的確な対応が困難。SPが直接技術指導できるような少数精鋭主義を前提とした体制をつくる必要がある	同上
	団体役員	AGの役割は、窓口業務、林研グループ等団体の育成指導、環境教育、ボランティア団体活動の支援とともに、行政事務を担当することを明記すべき	普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P12下段)。なお、普及指導事業の基本的役割の観点から一般行政事務への直接的関与を推進することは不適切と考える
	団体役員	林業者の意見、ニーズの把握や技術指導など、指導員が十分に普及指導活動できる体制の整備を行ってもらいたい	普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制を確保する必要について記述しているところ(P12下段)
	林業	普及職員は専従とすべき	同上
	林業会社役員	県の行財政改革の流れのなかで、職員数の減員による兼務はやむをえない	同上
	県職員	組織のあり方は地方駐在が基本である	同上

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
組織体制の在り方と普及指導職員の養成方法(つづき)	県職員	森林環境教育やボランティア活動は都市部で必要であり、職務分担をした別組織をつくることが適切である	普及職員が十全に役割を果たし、設定した課題について確実に成果を上げる普及職員の配置や勤務体制が確保する必要がある旨記述しているところ(P12下段)。なお、森林環境教育等については、市町村を含めた一般行政の取組に協力するという観点から関与することが適当である旨を記述しているところ(P9上段)
	県職員	能力や経験不足については、最初から素晴らしいAGを求める方に無理があり、早期にそうなれるよう資質の向上を図っていべきであり、検討すべきは資質の向上方法ではないか	普及職員の資質の向上については、研修方法の見直し・充実を検討する必要性について記述しているところ(P13上段)
	県職員	高度で現場中心の研修、短期間で密度の濃い研修等を主体すべきである	同上
	県職員	普及指導職員の技術水準については心配することは無いと考える。普及員の役割は、林家等と会話やふれあいがあれば良いと考える	普及職員と一般行政職員の違いは、技術・知識を資格で認定されるかという点であり、ふれあいだけでは、一般行政職員でも対応が可能と考える
	県職員	普及指導職員の知識、技術、連携・調整能力の確認は、資格試験で行うことが重要である	その人の資質を見極める手法として資格試験があるが、都道府県が普及員として任用する時に勤務状況等もあわせて能力を判断することも重要である。
	県職員	普及手当は、これをカット若しくは廃止すれば益々AGのなり手がいなくなるのではないか	今後とも支給できるものとすべきであるが、支給の率については、都道府県の裁量とする方向につき新たに記述(P12中段)
	県職員	普及手当は、普及業務だけが過度な報酬を得る理由が見当たらぬことから廃止すべき	同上
	団体役員	普及手当はSPのみとし、AGのは廃止すべき	同上
	県職員	(本県の場合) SPはAGが行う検討会や研修会において地域の林家との意見交換や指導に従事しており「普及する意識が弱い」は当たらない	一般的な傾向を述べたものであり、御県の実態を知り安堵

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
国の関与の在り方	県職員	昨今的地方財政の事情から斟酌すると法制度から必置規制の廃止は、普及指導職員設置の廃止につながるものと思量され、行政施策上の指導のみでは、森林所有者等の相談窓口としての機能を失い、効果的な施策の展開に支障を来すものと憂慮する	必置規制は一元化により簡素化しつつ維持する方向を新たに記述(P13中段)
	林業	AGさん達が、将来に渡って活動できるような方向へ検討してほしい	同上
	県職員	普及職員の必置規制の廃止、一般財源化が行われれば普及指導体制が加速度的に弱体化することが予想されるので、当面、現状の普及制度を堅持してほしい。	必置規制は一元化により簡素化しつつ維持する方向を新たに記述(P13中段)。また交付金制度を維持する必要性を新たに記述(P13下段)
	県職員	林業普及指導事業制度の存続をお願いしたい	同上
	県職員	国と地方による協同事業は確保されなければ森林整備等の推進や林業従事者の確保、林業後継者等の育成などに支障をきたすので林業普及指導事業は堅持すべき	同上
	林業	行政サービスの低下になる普及事業の廃止に強く反対する	同上
	県職員	国の関与の在り方として、国の施策に対する情報提供や収集役として普及員は必要。また、国においても普及を体験した人材の登用するべき	普及指導職員の必置規制については、一元化により簡素化しつつ維持する方向を新たに記述(P9中段)なお、情報提供や収集役としては、林業普及指導事業の基本的役割の観点から、国の施策一般とはならない
	県職員	国が関与(交付金制度)で全国均一の普及指導事業を展開してもらいたい	交付金制度を維持する必要性を新たに記述(P13下段)。しかしながら、事業の実施については、都道府県の自主性を尊重することが必要
	林業	林業普及指導事業交付金を増額して、これ以上AGの削減がないように勤め、教育面や環境面での支援を増やすことが必要である	交付金については、林業普及指導事業の重点化、効率化による組織のスリム化にあわせて縮減する方向を新たに記述(P13下段)
	林業	市町村、県もお金がないため、今までのように国がお金を出して、SP、AGを継続して設置しやすいよう検討してほしい	交付金制度を維持する必要性を新たに記述(P13下段)
	県職員	新たな目的税制度を創出するなりして地方財源を付与することが必要である	国の関与の在り方として交付金制度を維持する必要性を新たに記述(P13下段)。新たな財源については別途の検討が必要
	林業	国が普及事業をやめるのは勝手だが、その場合は県でやれるように、手配して欲しい	普及指導事業を維持する方向での国の関与の在り方を新たに記述(P13)

項目	職業	意見	とりまとめ(案)での扱い
その他	県職員 サービス業 団体役員 林業 林業	<p>「中間論点整理」は、森林・林業並びに普及指導事業の役割や重要性を十分認識した上で作成されており、且つ問題点についても的確に把握・整理されている</p> <p>国は森林・林業基本計画の確実な実行体制の整備に向けて、基本計画の実施を保証する財政的、制度的な裏付けを確保する責務がある</p> <p>素材生産業者や製材業者の後継者作りに取り組むべき</p> <p>国を挙げて、間伐、枝打ちを始め、作業路の整備事業等に取り組むべき</p> <p>今後とも当地方の特産地形成にむけた特段のご指導とご援助をお願いしたい</p>	

* 名前、職業が不詳な方の意見・提案、中間論点整理に関係のないと認められる意見・提案は省略しています。